

青森県報

第三千八百七十五号

平成二十六年
七月三十日
(水曜日)

目次

規則

青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……一

告示

障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……一

過疎地域自立促進特別措置法による村道に関する工事の施行……………(道路課) ……二

証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更……………(会計管理課) ……二

公告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活文化課) ……三

建設業者の許可の取消し……………(東青地域) ……三

右……………(同) ……三

右……………(同) ……三

右……………(同) ……三

右……………(同) ……三

右……………(同) ……三

右……………(同) ……三

右……………(同) ……三

右……………(同) ……三

右……………(同) ……三

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(会計課) ……五

公安委員会

公営企業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(病院課局) ……五

雑報

青森県新産業都市建設事業団財務規則の一部を改正する規則……………(新産業都市建設事業団) ……六

規則

青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十四号

青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第十七条第十五号中「第五十二条第一項第六号」を「第五十二条第一項第七号」に改める。

附則

この規則は、平成二十六年八月一日から施行する。

告示

青森県告示第五百八十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行

う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十六年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
	名称	名称				
社会福祉法人七峰会	弘前市大字下白銀町二一の八	行動援護	山郷館訪問介護センター	弘前市大字大久保字西田九二の三	平成二六・八・一	
社会福祉法人楽晴会	三沢市大町二丁目六の二七	共同生活援助	インテイペンデント	三沢市大字三沢字堀口一六四の一	"	
グリーン交通株式会社	弘前市大字高田一丁目五の二二	居宅介護	フケアリストックス	弘前市大字高田一丁目五の二二	"	
グリーン交通株式会社	弘前市大字高田一丁目五の二二	重度訪問介護	フケアリストックス	弘前市大字高田一丁目五の二二	"	
グリーン交通株式会社	弘前市大字高田一丁目五の二二	同行援護	フケアリストックス	弘前市大字高田一丁目五の二二	"	
グリーン交通株式会社	弘前市大字高田一丁目五の二二	行動援護	フケアリストックス	弘前市大字高田一丁目五の二二	"	
株式会社ピリト	青森市浪打一丁目一四の三	居宅介護	ピリト訪問介護八戸中央	八戸市類家四丁目八の一	"	
株式会社ピリト	青森市浪打一丁目一四の三	重度訪問介護	ピリト訪問介護八戸中央	八戸市類家四丁目八の一	"	

青森県告示第五百九十九号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定に

より次のとおり村道に関する工事を行うので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）第七条第二項前段の規定により告示する。

平成二十六年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事の開始の日
福浦川目線	下北郡佐井村大字長後字野平八〇の二から 下北郡佐井村大字長後字野平九八の一まで	改築（道路改良）	平成二六・七・三

青森県告示第五百九十一号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十六年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称
 - 青森市大字羽白字富田一九〇の四
 - 青森農業協同組合
- 二 変更内容
 - 1 変更前
 - 青森市大字野木字野尻六一の六
 - 2 変更後
 - 青森市筒井一丁目五の一〇

公

告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十六年七月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ふれ愛プラザあおば

三 代表者の氏名

高橋 邦歴

四 主たる事務所の所在地

八戸市城下一丁目二の二

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい者や高齢者等の社会的弱者が、地域社会の一員として社会生活を営んでいく上で、社会の理解不足などの多くの制約を乗り越え、自立した生活を送るために就労の場を提供するとともに情報機器をいろいろな面で活かし、豊かな生き方を支援する事業を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 扇野工業

二 氏名 扇野 浩一郎

三 主たる営業所の所在地 青森市筒井四丁目一七の三二一

四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第一 六一九号

五 取消年月日 平成二十六年六月十七日

六 取消しに係る建設業の許可 熱絶縁工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年四月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社ティイグル

二 代表者の氏名 船橋 洋介

三 主たる営業所の所在地 青森市妙見二丁目七の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一 二七二号

五 取消年月日 平成二十六年七月二日

六 取消しに係る建設業の許可 屋根 板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、建具工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十四年七月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社NTT東日本 青森
- 二 代表者の氏名 伊藤 保彦
- 三 主たる営業所の所在地 青森市橋本二丁目一の六
- 四 許可番号 青森県知事許可(特 二三)第一 六六号
- 五 取消年月日 平成二十六年七月二日
- 六 取消しに係る建設業の許可

電気通信工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社サワダ
 - 二 代表者の氏名 澤田 清幸
 - 三 主たる営業所の所在地 青森市橋本二丁目一九の一
 - 四 許可番号 青森県知事許可(般 二二)第一 五 五号
 - 五 取消年月日 平成二十六年七月二日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
 - 七 取消しの原因となった事実
- 平成二十六年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 十川建設
- 二 氏名 宇野 博
- 三 主たる営業所の所在地 黒石市大字赤坂字野崎八四の四
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二五)第一六七七号
- 五 取消年月日 平成二十六年六月十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
- 七 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

平成二十六年六月十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 キクチ製作所
 - 二 氏名 菊池 誠一
 - 三 主たる営業所の所在地 五所川原市字栄町二一
 - 四 許可番号 青森県知事許可(般 二四)第四〇〇三三六号
 - 五 取消年月日 平成二十六年六月十八日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
- 鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年四月六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公安委員会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年七月三十日

青森県警察本部長 徳 永 崇

一 物品等の名称及び数量

電子計算機等（電子署名生成装置等） 賃貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県警察本部警務部会計課

青森市新町二丁目三の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成二十六年七月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社 青森営業所

青森市長島二丁目一〇の三

六 契約金額

三百二十四万円

七 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十六年五月十六日

公 営 企 業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年七月三十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 物品等の名称及び数量

内視鏡下手術支援ロボット賃貸借一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県病院局運営部管理課

青森市東造道二丁目一の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十六年五月二十八日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社アダチ 大阪府大阪市中央区内平野町三丁目二の一〇

六 契約金額

平成二十六年度 年額五千七百七十五万六千二百四十円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

八 契約の相手方を決定した手続

第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積りした者を契約の相手方としたものである。

雑 報

青森県新産業都市建設事業団財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月三十日

青森県新産業都市建設事業団理事長 三 村 申 吾

青森県事業団規則第一号

青森県新産業都市建設事業団財務規則の一部を改正する規則

青森県新産業都市建設事業団財務規則（昭和三十九年四月青森県事業団規則第八号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第三号中「年三・〇パーセント」を「年二・九パーセント」に改める。

別記第二の第三十四条第十一項中「 $\text{＃}3.1\%$ 」を「 $\text{＃}2.9\%$ 」に改める。

別記第二の第四十一条第二項中「 $\text{＃}3.0\%$ 」を「 $\text{＃}2.9\%$ 」に改め、同条第四項中「 $\text{＃}3.0\%$ 」を「 $\text{＃}2.9\%$ 」に改める。

別記第二の第四十九条第三項中「 $\text{＃}3.0\%$ 」を「 $\text{＃}2.9\%$ 」に改める。

別記第三のその一別紙第三条第二項中「 $\text{＃}3.0\%$ 」を「 $\text{＃}2.9\%$ 」に改め、その二別紙第四条第二項中「 $\text{＃}3.0\%$ 」を「 $\text{＃}2.9\%$ 」に改め、同第十八条第二項中「 $\text{＃}3.0\%$ 」を「 $\text{＃}2.9\%$ 」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十六年八月一日から施行する。

2 改正後の青森県新産業都市建設事業団財務規則第四十八条、別記第二及び別記第三の規定は、平成二十六年八月一日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭